

感染症対策の指針 (感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針)

1. 目的

障害福祉サービス事業者には、入所者・利用者の健康や生命に直接関わる日常的な衛生管理また感染症予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は施設内まん延を可及的速やかに防止するための対応する体制措置を講じ、利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、この「感染症対策の指針」を定める。なお、対策は利用者、職員を守るものであり、利用者を困らせるものであってはならないことを観点とし堅持する。

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

2. 基本方針

- (1) 管理者をはじめ、全職員が一丸となって感染症の発生及びまん延の防止に努める。
- (2) 国内や県内、地域の感染症状況をよく把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
- (3) 感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、施設内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。
- (4) 指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。

3. 対策を実施する主な感染症

- (1) インフルエンザウイルス
- (2) 胃腸炎ウイルス（ノロウイルス・ロタウイルス等）
- (3) 肝炎ウイルス（A型～E型）
- (4) 食中毒（黄色ブドウ球菌・O157等）
- (5) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）
- (6) 国内でパンデミックが発生した新型ウイルス
- (7) その他の感染症

4. 基本方針を達成するための取組み

- (1) 感染症対策委員会を設置し、その他の会議や申し送り等にて感染症対策について検討し、感染症が発生しない、また発生しても施設内にまん延しない対策を全部署・全職員が協力して実施する。
- (2) 国内や県内、地域の感染症状況をニュースやホームページ等でよく把握し、また嘱託医からの情報をもとに、まずは職員一人ひとりが感染症に罹患しない対策を講じる。
また、感染症対策マニュアルにのっとり、平常時・感染発生初期・感染まん延の段階に応じて予防対策を実施して、利用者へ感染させないように努める。
- (3) 職員に感染症の症状が認められた際は速やかに上長へ報告し、感染症の疑いがある場合は出勤停止又は退勤する。
また、利用者に感染症の疑いがある場合は、感染症対策マニュアルにのっとり対応を行い、他の入所者・利用者に感染がまん延しないように努める。

- (4) 指針で記載されている事項や委員会で決定した内容については速やかに全職員へ周知させる。
また、感染症発生やまん延の状況について感染症対策委員会やその他の会議で検討し、それらの対策を速やかに各部署や担当者に伝達して実施させる。

5. 委員会の設置

基本方針を達成するため、グループホームに以下のように感染症対策委員会を設置する。但し、委員会の協議事項等の状況に応じ、医師、専門家の参画や部単位での開催（小委員会）とすることや職種及び人数を変更することができる。また、保健所等に助言を仰ぐこともできる。

(1) 委員会の構成職員

- ・管理者（施設全体の管理責任者・関係機関との連携）
 - ・サービス管理責任者（計画立案）
 - ・世話人（情報収集、感染対策方法の現場への周知）
 - ・生活支援員（日常的な支援・支援現場の管理、支援現場における感染対策の実施状況の把握）
 - ・看護職員（医療の提供と感染対策の立案・指導・利用者、職員の健康状態の把握）
- ※感染症対策担当者は、看護師をもってあて、施設内の感染症又は食中毒の予防およびまん延の防止対策のための具体的な原案を作成し、感染症対策委員会に提案する。

(2) 運営方法

感染症対策委員会は、4か月に1回定期的に開催する。2月、6月、10月、各月に実施予定とする。また、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。

(3) 検討内容

- ①施設内感染症対策の立案・検証・修正
- ②各部署での感染症対策の実施状況の把握と評価
- ③職員への感染症対策の教育・研修内容の検討
- ④感染症発生時の対応の分析と今後の対策検討
- ⑤感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新する。

(4) 研修

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。

指針に基づいた研修プログラムを作成し、全職員を対象に定期的に年2回以上、かつ、新規採用時に感染対策研修を実施する。研修の企画、運営、実施記録の作成は、感染症対策委員会が実施する。

6. 日常の支援にかかる感染管理（平常時の対策）

(1) 利用者の健康管理

世話人を中心に生活支援員と、利用者の健康を管理するために必要な対策を講じる。

- ①利用開始以前の既往歴について把握する。
- ②利用者の日常を観察し、体調の把握に努める。
- ③利用者の体調、様子などを共有する方法を構築する。
- ④利用者に対し、感染対策の方法を教育、指導する。

⑤利用者の感染対策実施状況を把握し、不足している対策を支援する。

(2) 職員の健康管理

管理者を中心に感染症対策委員会をと、職員の健康管理するために必要な対策を講じる。

- ①入職時の感染症の既往やワクチン接種状況を把握する。
- ②定期健診の必要性を説明し、受診状況を把握する。
- ③職員の体調把握に努める。
- ④体調不良時の申請方法を周知し、申請しやすい環境を整える。
- ⑤職員へ感染対策の方法を教育、指導する。
- ⑥職員の感染に対する知識を評価し、不足している部分に対し、教育・指導する。
- ⑦ワクチン接種の必要性を説明し、接種を推奨する。
- ⑧業務中に感染した場合の方針を明確にし、対応について準備する。

(3) 標準的な感染予防策

管理者を中心に感染症対策委員会と、標準的な感染予防策の実施に必要な対策を講じる。

ア. 職員の感染予防策

- ①手指衛生の実施状況（方法、タイミングなど）を評価し、適切な方法を教育・指導する。
- ②個人防護具の使用状況（着用しているケアと着用状況、着脱方法など）を評価し、適切な方法を教育、指導する。
- ③食事支援時の対応を確認し、適切な方法を指導する。
- ④排泄支援時の対応を確認し、適切な方法を指導する。
- ⑤医療処置時の対応を確認し、適切な方法を指導する。
- ⑥上記以外の支援時の対応を確認し、適切な方法を指導する。

イ. 利用者の感染予防策

- ①食事前、排泄後の手洗い状況を把握する。
- ②手指を清潔に保つために必要な支援について検討し、実施する。
- ③共有物品の使用状況を把握し、清潔に管理する。

ウ. その他

- ①十分な必要物品を確保し、管理する。

(4) 衛生管理

管理者を中心に感染症対策委員会と、衛生管理に必要な対策を講じる。

ア. 環境整備

- ①整理整頓、清掃を計画的に実施し、実施状況を評価する。
- ②換気の状況（方法や時間）を把握し、評価する。
- ③トイレの清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況を評価する。
- ④汚物処理室の清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況を評価する。
- ⑤効果的な環境整備について、教育、指導する。

イ. 食品衛生

- ①食品の入手、保管状況を確認し、評価する。
- ②調理工程の衛生状況を確認し、評価する。
- ③環境調査の結果を確認する
- ④調理職員の衛生状況を確認する

- ⑤課題を検討し、対策を講じる
- ⑥衛生的に調理できるよう、教育・指導する。
- ウ．血液・体液・排泄物等の処理
- ①標準予防策について指導する。
- ②ケアごとの標準予防策を策定し、周知する。
- ③処理方法、処理状況を確認する。
- ④適切な血液・体液・排泄物等の処理方法について、教育・指導する。

7. 発生時の対応

(1) 発生状況の把握

管理者を中心に感染症対策委員会と、感染症発生時の状況を把握するための必要な対策を講じる。

- ①感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する。
- ②施設・事業所等全体の感染者及び感染疑い者の発生状況を調査し、把握する。

(2) 感染拡大の防止

管理者を中心に感染症対策委員会と、感染拡大防止のために必要な対策を講じる。

- ①医療職者は、感染者及び感染疑い者の対応方法を確認し、周知・指導する
- ②世話人及び支援員は、感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する。
- ③感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスクの着用、手指衛生、行動制限など）の協力を依頼する。
- ④感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認する。
- ⑤ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を実施する。
- ⑥職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す。

(3) 医療機関や保健所、行政関係機関との連携

管理者を中心に感染症対策委員会と、必要な公的機関との連携について対策を講じる。

ア．医療機関との連携

- ①感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認する。
- ②診療の協力を依頼する。
- ③医療機関からの指示内容を施設・事業所等内で共有する。

イ．保健所との連携

- ①疾病の種類、状況により報告を検討する。
- ②感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する。
- ③保健所からの指導内容を正しく全職員に共有する。

ウ．行政関係機関との連携

- ①報告の必要性について検討する。
- ②感染者及び感染疑い者の状況の報告し、指示を確認する。

(4) 関係者への連絡

管理者を中心に感染症対策委員会と、関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

- ①施設・事業所等、法人内での情報共有体制を構築・整備する。
- ②利用者家族や保護者との情報共有体制を構築・整備する。

- ③相談支援事業所との情報共有体制を構築・整備する。
- ④出入り業者との情報共有体制を構築・整備する。
- (5) 感染者発生後の支援（利用者、職員ともに）
 - 管理者を中心に感染症対策委員会と、感染者の支援（心のケアなど）について対策を講じる。
 - ①感染者及び感染疑い者の病状や予後を把握する
 - ②感染者及び関係者の精神的ケアを行う体制を構築する

8. 発生時の対応

本方針の変更および廃止は、管理者及び感染症対策委員会の決定により行う。

附 則

この指針は、令和5年12月1日より施行する。